

第2章 犯罪被害者等のための具体的施策

〔平成19年度から平成20年度前半の
主な新規・拡充施策を中心に記述〕

第1節 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等 (基本法第12条関係)

日本司法支援センター(愛称:法テラス)において、犯罪被害者支援ダイヤル(0570-079714(なくことないよ))で、資力の乏しい犯罪被害者等に対し、無料法律相談や裁判費用などの立て替えを行う民事法律扶助制度の利用について案内。

財産犯などの犯罪行為により犯人が得た財産である犯罪被害財産を没収・追徴するなどし、被害回復給付金として当該事件の犯罪被害者等に支給するための「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」(平成18年法律第87号)に基づき、五菱会(ごりょうかい)やミ金融事件の被害者に対する被害回復給付金を支給するための手続を実施。

平成19年6月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立。刑事事件について有罪の言渡しをした後、当該刑事事件の裁判所において、損害賠償請求についての審理・決定をすることができる「損害賠償命令制度」を導入(平成20年12月1日施行)。

2 給付金の支給に係る制度の充実等 (基本法第13条関係)

「経済的支援に関する検討会」において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源などについて検討。平成19年11月、犯罪被害者等に対する給付の抜本的な拡充やカウンセリングについての配慮などを内容とする最終取りまとめを推進会議に報告。

平成20年4月、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立(平成20年7月施行)。休業による損害を考慮した額が重傷病給付金(又は遺族給付金)に加算されるほか、改正法に基づく政令により、重度後遺障害者(障害等級1~3級)に対する障害給付金や生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引き上げを行うなど給付水準を拡充。

犯罪被害者等給付金の申請・裁定・決定状況

区分	年度別	17年度	18年度	19年度	前年比
申請に係る被害者数(人)		465	491	448	-43
裁定に係る被害者数(人)		412	458	445	-13
	支給裁定に係る被害者数	394	435	407	-28
	不支給裁定に係る被害者数	18	23	38	+15
仮給付決定に係る被害者数(人)		30	20	15	-5
裁定金額(百万円)		1,133	1,272	932	-340

提供:警察庁

平成20年7月施行の制度改正の概要

犯罪被害給付制度の拡充

遺族給付金

被扶養家族である遺族について重点的引上げ
最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ
扶養家族の数など負担の大きさに配慮

生計維持関係にある遺族に対する引上げ	1,573.0万円～416.0万円	2,964.5万円～872.1万円
[例] 45歳・生計維持関係遺族4名の場合	1,508万円～559万円	2,842万円～1,960万円

障害給付金

重度後遺障害者について重点的引上げ
最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ
平均収入が低い若年層の給付水準が不当に
低額とならないよう配慮

重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する引上げ	1,849.2万円～378.0万円	3,974.4万円～1,056.0万円
[例] 20歳未満・常時介護1級の場合	710.2万円～482.4万円	2,188.8万円

重傷病給付金

重傷病の療養のため休業した者に、休業損害を
考慮した給付（自賠責の上限を参考）

医療費の自己負担相当額に、休業損害を考慮した額を加算
（120万円を上限）

民間団体の活動の促進

民間団体全体の全国的な事業水準の向上と
均質性の確保
民間団体やその全国的な傘団体への援助

- ・都道府県公安委員会による民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するための助言、指導等（その適切かつ有効な実施のために国家公安委員会が指針を定める。）
- ・国家公安委員会による全国被害者支援ネットワークに対する助言、指導等

広報啓発活動の推進

広報啓発と地域の被害者支援の気運の醸成が
必要

- ・国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察本部長等による犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動

法律の題名及び目的規定の改正

法改正による支援内容の拡充を反映した題名
犯罪被害者等基本法の基本理念に立脚

- ・題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正
- ・目的に、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」を追加

提供：警察庁

性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用などを含む。）を平成18年度から引き続き援助。

平成20年6月、「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」（議員立法）が成立。オウム真理教による一定の犯罪行為の被害者や遺族を対象に給付金を支給（公布の日から起算して6月を経過した日である12月18日から施行）。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

公営住宅について、犯罪被害者等の優先入居や目的外使用、配偶者からの暴力被害者の単身入居などを、事業主体と警察当局などが連携し、実施中。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

平成19年度、犯罪被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の必要性を周知・啓発するためのリーフレットを作成。20年度はポスターを作成するなど引き続き周知・啓発を実施。

第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

平成20年4月、「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の設置が努力義務化。

少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実を図るため、突発的な事件や災害が発生した場合に備え、スクールカウンセラーによる緊急支援を促進。平成20年度は、小学校にスクールカウンセラーを配置する予算を新たに措置。

犯罪被害者に関する医学知識と技術について精通した医療関係者の養成などを行うため、平成20年度に犯罪被害者支援のためのマニュアル・ガイドラインを作成し、精神保健福祉センターに配布。

2 安全の確保（基本法第15条関係）

平成19年6月、「再被害防止要綱」などを改正。都道府県警察から、再被害防止対象者の指定状況や刑事施設との連携状況などについて、定期的又は随時に報告を求め、都道府県警察における再被害防止措置を徹底。

暴力団等から危害を被るおそれのある者の安全を確保するため、平成20年度は保護対策において民間警備を補完的に活用するための経費を措置するとともに、保護対策対象者の自宅における保護対策を効果的に遂行するための保護対策ボックスを整備。

平成19年10月、人身取引事犯の被害者となっている女性などの早期保護を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供して捜査などに役立てる「匿名通報ダイヤル」の運用を開始。

平成20年1月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、市町村基本計画の策定を努力義務化、配偶者暴力相談支援センターの業務や保護命令制度を拡充。

平成20年4月、「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、児童の安全確認などのための立入調査などを強化、保護者に対する面会・通信などの制限を強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置を実施。

児童虐待防止広報啓発用リーフレットを作成・配布するなど、児童の安全確認と安全の確保を最優先とした取組を実施。

児童虐待防止広報啓発用リーフレット



提供：警察庁

ストーカー事犯者、性犯罪事犯者などについて、仮釈放に際しては、事案に応じて当該被害者への接近を禁止するなどの特別遵守事項を設定し、遵守するように指導監督。さらに、更生保護法の施行後（平成19年12月）は、専門的処遇プログラムを受講することについての特別遵守事項や感謝の措置などの生活行動指針を設定し、それを守るように指導監督。

平成19年12月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行により、性犯罪などの被害者の氏名などを公開の法廷で明らかにしないこと、検察官が弁護人に対し被害者の氏名などがみだりに他人に知られないようにすることを求めることができる制度を導入。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進。平成20年4月現在、性犯罪事件において、性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定された女性警察官などは、全国の都道府県警察において5,832名。

警察署や交番自体に抵抗を感じる犯罪被害者等のため、移動式被害者用事情聴取室ともいえる「被害者支援用車両」を導入。平成19年度には58台を増強整備。

被害者支援用車両内での事情聴取



犯罪被害者等専用の事情聴取室



提供：警察庁

平成19年度に新営された検察庁1庁舎に被害者専用待合室を設置。20年度中に建て替えが完了する検察庁3庁舎にも被害者専用待合室を設置する予定のほか、それ以外の検察庁においても設置を検討中。

平成20年1月、精神科医療機関、精神保健福祉センター、保健所に勤務する医療従

事者に対し、犯罪被害者等への適切な対応を行うために必要な基本的知識と初期対応の修得を目的とした第2回「犯罪被害者メンタルケア研修」を実施。28名の医療従事者が参加。

平成20年4月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行により、民事訴訟において犯罪被害者等を証人などとして尋問する場合に、遮へい、ビデオリンク、付添いといった各措置を導入。

第3節 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

平成20年3月、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々への更なる支援」を作成。19年6月の刑事・民事手続に関する法律改正やそれに伴い新設・拡充された被害者支援の内容を周知。



提供：法務省

平成19年6月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立。犯罪被害者等が、公判期日への出席、証人の尋問、被告人に対する質問、意見の陳述ができる「被害者参加制度」を導入（公布の日から起算し1年6月以内に施行）。また、同法律により、公判記録の閲覧・謄写が認められる範囲が

拡大。

平成20年4月、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」が成立。裁判所から参加を許された被害者参加人の資力が乏しい場合にも弁護士の援助を受けることを可能にするための所要の規定を整備（「被害者参加制度」の施行の日と同じ日に施行）。

平成19年12月、犯罪被害者等の希望に応じて提供する判決確定後の加害者情報に、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項などを追加し、被害者等通知制度を拡充。

平成19年12月、犯罪被害者等の希望に応じて、保護処分を受けた加害少年の情報について、少年院における処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項などを犯罪被害者等に通知する制度を導入。

平成19年12月、「更生保護法」の施行により、保護観察対象者に対し犯罪被害者等の心情などを伝達する制度、仮釈放審理において犯罪被害者等の意見などを聴取する制度を導入。

平成20年6月、「少年法の一部を改正する法律」が成立。一定の重大事件の犯罪被害者等による少年審判傍聴を可能にするるとともに、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲を拡大するなど所要の規定を整備（一部の規定を除き、公布の日から起算し6月以内に施行）。

第4節 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等 （基本法第11条関係）

都道府県・政令指定都市に対して、主管課室長会議の開催などにより、犯罪被害者等からの問い合わせや相談があった場合に総合的な対応を行う窓口の設置などを要請。平成20年7月現在、42の都道府県・政令指定都市で総合的対応窓口を設置。

内閣府犯罪被害者等施策ホームページに「相談機関等」のページを掲載し、主な犯罪被害者等支援体制の概要・相談窓口についての情報提供を実施。

法務省ホームページに「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」を開設し、インターネット上で24時間365日相談を受け付ける体制を充実・強化。

「被害者の手引」の被害者連絡対象者への配布に加え、犯罪被害者等のための制度を教示する際などに引き続き、広く活用。



提供：警察庁

法テラスにおいて、犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714「なくこたないよ」）や全国の地方事務所で、犯罪被害者等に対し、必要に応じて犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士や、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・

団体を紹介。また、リーフレットの作成（「犯罪被害者支援Q&A」など）や関係機関・団体の相談窓口のホームページへの掲載などを通じて積極的な情報提供を実施。

平成19年2月、内閣府ホームページに「犯罪被害者団体等紹介サイト」を開設。自助グループを含む犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の活動内容、団体の連絡先などを紹介。

「支援のための連携に関する検討会」において、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作り、民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修、犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方について検討。平成19年11月、「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成、備付けや研修カリキュラムの作成・認定制度の実施などを盛り込んだ最終取りまとめを推進会議に報告。最終取りまとめに基づき、「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」、「研修カリキュラム・モデル案」を作成中。

平成19年12月から、保護観察所が犯罪被害者等に対する相談・支援を開始。犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な情報を提供。また、全国の保護観察所に被害者担当保護司を配置。

2 調査研究の推進等

（基本法第21条関係）

平成17年度からの3年計画である「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を実施。これまで、犯罪被害者の精神状態についての実態とニーズ調査、心理的外傷治療の調査、精神保健福祉センター等の職員が犯罪被害者に関わる場合のマニュアル作りのための調査などを実施。

平成19年度は、これまでの結果などを踏まえて、精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめ、20年度には犯罪被害者等支援のためのマニュアル・ガイドラインを作成し、精神保健福祉センターに配布。

平成20年4月、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過などに関する被害類型別や本人、家族・遺族の関係別の調査を実施し、公表。

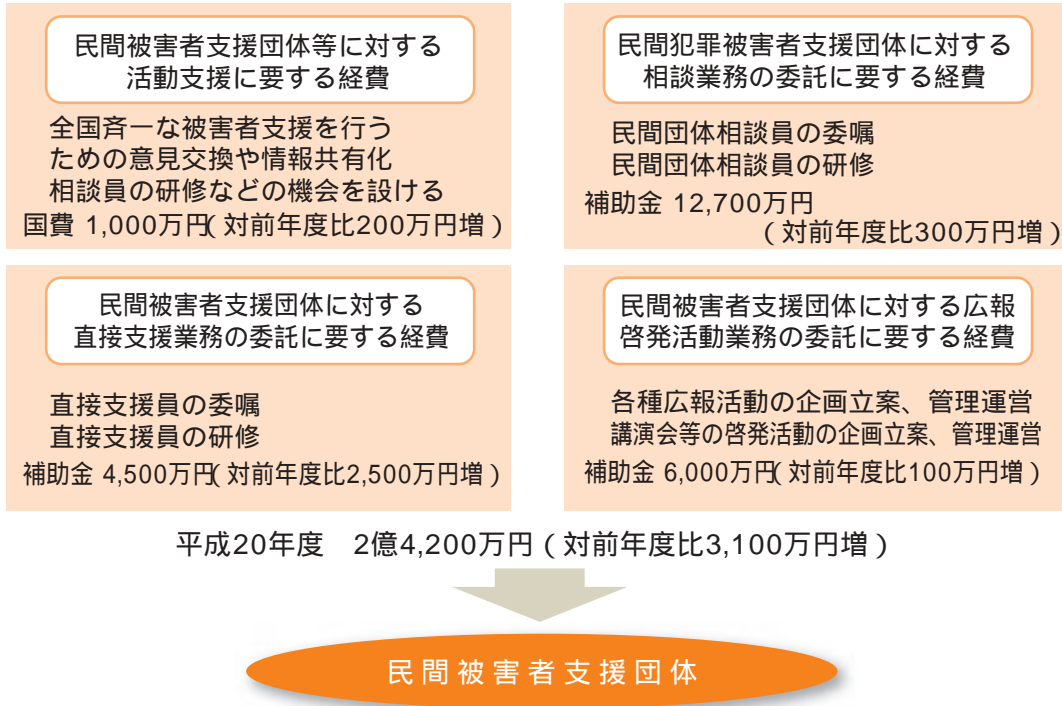
3 民間の団体に対する援助

（基本法第22条関係）

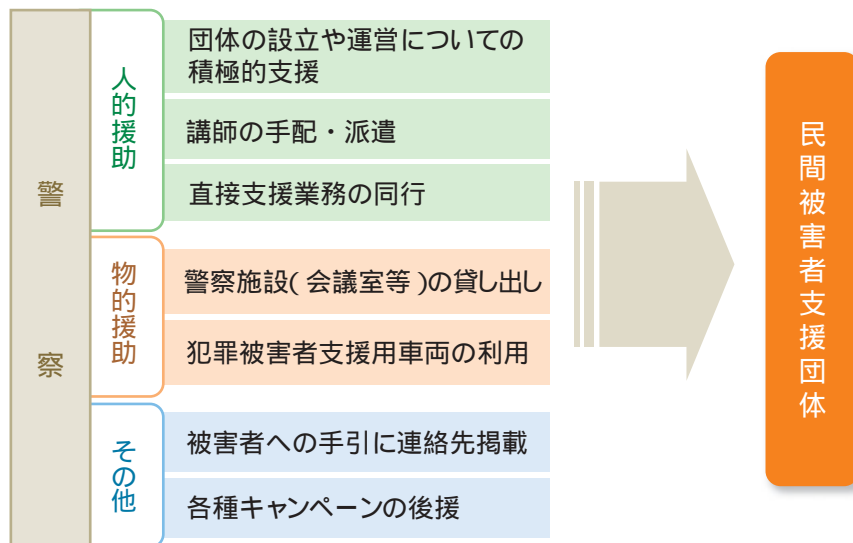
民間被害者支援団体等に対する活動支援、民間被害者支援団体に対する相談業務の委託、広報啓発活動業務の委託、犯罪被害者等早期援助団体に対する直接支援業務の委託など、財政的援助を充実。

「民間団体への援助に関する検討会」において、犯罪被害者等の援助を行う民間団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方について検討。平成19年11月、犯罪被害者等早期援助団体などに対する援助の拡充や地方公共団体における取組を促進するための方策などを盛り込んだ最終取りまとめを推進会議に報告。最終取りまとめに基づき、被害者支援の気運を醸成するためにモデル事業を各地域で実施。

国による民間被害者支援団体に対する財政的援助



民間被害者支援団体に対するその他の援助



提供：警察庁

第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進
(基本法第20条関係)

「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)において、「悲しみを希望にかえる社会のささえ」を標語として、内閣府主

催の「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会を開催するとともに、内閣府・地方公共団体共催の地方大会を4道県において開催。開催結果を内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し、情報を提供。平成20年度も中央大会を東京で開催し、地方大会を4道県で開催する予定。

平成20年1月、関係省庁や地方公共団体の職員などを対象として、「少年犯罪で息子を奪われた母の想い」をテーマに「犯罪被害者等施策講演会（第2回）」を大阪市内で実施。講演会の概要は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し、広く一般に情報を提供。

犯罪被害者等の置かれた状況について、特に青少年の理解増進を図るため、「犯罪被害者等に関する国民意識調査」の調査結果を活用した青少年向けの啓発用教材（小冊子とDVD）を作成し、各都道府県・政令指定都市の教育委員会に配布。教材の内容は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載し、広く一般に情報を提供。